

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第5回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和5年3月28日(火)		
開催時間	午前10時00分～午前11時00分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	面川 典子 委員	水町 雅子 委員	ぬかが和子 委員
	いいくら昭二 委員	石毛かずあき 委員	にたない和 委員
	安江 文博 委員	宮崎 十三 委員	上 茂之 委員
	鈴木 由美 委員	堀 成美 委員	
欠席者	坂田 誠 委員	那須 康一 委員	
会議次第	別紙のとおり		
資 料	<p>○確認事項</p> <p>1 第十三期・第4回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>○報告事項</p> <p>1 電子契約サービスの導入について</p> <p>2 個人情報保護法施行に伴う関連条例の制定、廃止、改正について</p> <p>3 情報公開・個人情報保護関係の規則改正について</p> <p>4 「個人情報に係る契約約款別紙」の改定について</p> <p>5 足立区個人情報保護評価委員会について</p>		
そ の 他			

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 それでは、定刻になりましたので、情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきたいと思えます。

本日は、年度末のお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

審議に入るまでの間進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 配付資料の確認・事務局説明・定足数の確認

○山根区政情報課長 最初に、審議会の資料の確認をさせていただきたいと思えます。本日の資料は、審議会の議事次第、事前に郵送させていただきました第十三期・第5回足立区情報公開・個人情報保護審議会の資料ということで1冊お配りさせていただいております。それから、席次になります。お手元に資料がない方々につきましては、ご用意しますので、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、審議会に先立ちまして、前回の審議会でもいくら委員から、区における情報システムのログインに関するパスワードの管理についてご質問を頂戴しました。改めまして事務局のほうから足立区としての情報システムのパスワードの管理についてご報告させていただければと思っております。鈴木情報システム課長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○鈴木情報システム課長 情報システム課長、鈴木です。おはようございます。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

まず、パスワードの取扱いですけれども、公開の会議で詳細を提示することはセキュ

リティ上のリスクになりますので、概要を口頭で回答させていただきます。

まず、各業務を利用するための個人IDですけれども、こちらは業務を利用する個人個人に与えて、システムを利用する際、それぞれに利用者本人しか分からない固有のパスワードを設定します。個人IDに利用する業務の権限を設定するため、業務と関係がない情報を見ることはできません。また、個人IDを他人と共有することはありません。ですので、個人IDはシステム管理者が管理しています。

また、個人IDに対してパスワードは、システム管理者であっても見ることはできません。パスワードを忘れてしまった場合は、システム管理者がパスワードを初期化して、改めて利用者本人にパスワードを設定してもらうという運用になっております。したがって、パスワードは共有して管理するものではなく、本人しか知らない情報になりますので、なりすましを防ぐ手段となっています。

さらに、先日の審議会でもありましたように、衛生システムのような基幹業務系のシステムでは二要素認証を導入して、ID・パスワードのほかに、個人のIDカードがなければシステムを利用することができない仕組みになっております。ほかの業務についても、こうしたルールに基づいてシステムを運用しておりますので、安全性は保たれるということで認識しております。

説明は以上になります。

○山根区政情報課長 以上になりますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会の定足数についてお知らせさせていただきます。本日は委員16名のうち14名の参加を頂いております。定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立していることをお伝ひいたします。

それでは、第十三期・第5回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、報告事項が5件となっております。改正個人情報保護法が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、個人情報保護に関する事項につきましては、典型的に審議会への諮問を要件とする個人情報保護条例が3月31日で廃止という運びになっております。そのため、今回の審議会においては、4月以降の案件についての諮問事項がないということについてご承知いただければと思います。よろしくお願いたします。

それから、再度のご案内で恐縮ですが、出席されている皆様方におかれましては、ご発言の際にはお手元のマイクのスイッチを入れてからご発言いただきますよう、よろしくお願いたします。終わりましたらマイクのスイッチを切っていただければと思います。

また、オンラインの方々につきましても、ご発言のある場合には挙手をしていただければ、我々のほうでのご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

以降の議事進行につきましては川合会長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催ということとなります。

まず、本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うということとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

(3) 確認事項

第十三期・第4回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)の確認

○川合会長 では、次に、第十三期・第4回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で、事前に郵送させていただいております資料の1ページから35ページまでについてでございます。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

では、特にご意見等ないということですので、こちらの要録を第十三期・第4回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定したいと思います。

(4) 報告事項

電子契約サービスの導入について

○川合会長 では、本日の報告事項に入っていきます。

まず、報告1点目でございます。資料の36ページになります。報告事項の1点目、「電子契約サービスの導入について」でございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○小山契約課長 契約課長、小山でございます。よろしくお願いたします。

こちらは、契約課物品契約制度改善担当係長、豊田でございます。

では、着座にてご説明申し上げます。

それでは、まず本日の資料の18ページです。前回、第4回の審議会で、私どもが進めたい電子契約サービスの導入について水町委員からご意見を賜りました。左上の部分で

すが、「実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。導入予定の電子署名は立会人型電子署名であり、契約当事者同士の電子署名ではない。裁判で真正性が論点となる恐れがあることから、電子署名の方式について、十分に検討されたい。」、こちらをご意見として賜りました。こちらについて、本日はそのお答えを用意してまいりましたので、ご説明申し上げます。

資料の 36 ページをおめくりいただいてよろしいでしょうか。

前回のご意見のとおり、1 番になりますけれども、表にございますが、立会人型の短所としましては、「メール認証のため、本人性の担保力が低い」、こちらは私どもとしても課題とさせていただきます。こちらについては、実は国のほうも行政における立会人型拡大に向けていろいろな想定をしており、具体的には別紙 3、40 ページになるのですが、基本的には、間に電子契約のサービス提供事業者が介在できる余地がなければ——具体的には 41 ページですね。ごめんなさい。黒ポツの 1 つ目です。「電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号の」云々というところから、物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、要は署名を当事者が直接行うことではなく、少し飛びますけれども、事業者及び区の意思のみに基づき——B というのは区及び事業者なのですが、意思のみに基づき、A というのは電子契約サービス事業者のことにありますが、電子契約サービス事業者の意思が介在することなく当該措置が行われたと認められる場合においては、「当該措置を行った者」は区及び事業者と評価することができる。

なので、その下の黒ポツに行きますけれども、そういうことが行われれば、最後の 3 行にありますけれども、「当該措置を行った者」

はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられるとなっております。

そうすると、間に介在するサービス提供事業者の資格要件についてはどうなってくるのかということになるのですが、そちらの担保性につきましては、43 ページになりますが、国のほうも電子署名法の中に「グレーゾーン解消制度」というものを設けており、こちらのほうで、介在しないと認められる事業者については国のほうが認証を行っていただきますので、私どもも、今回の電子契約の導入におきましては、仕様書のほうに、そのような事業者のみ入札参加できる、こういった要件を定めさせていただいているところでございます。

なお、区及び事業者のそれぞれの意思確認のところについては、ページを戻りますが、38 ページをご確認いただければよろしいでしょうか。一番分かりやすいのは、一番上の、横に矢印が並んでいる表なのですが、契約課においても、担当者及び係長、課長がこのフローの中に入ってまいります。また、契約の相手方となる事業者においても、事業者のみの判断のみならず、必ず相手方の、要は契約権限を持った責任者を經由しないと電子メールという形での電子署名を送れない仕組みになってございますので、区及び事業者の中の内部意思決定というところもここで担保できると考えているところでございます。

雑駁ですが、説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○水町委員 丁寧な資料を作っていただいて、ありがとうございました。よく分かりま

した。

立会人型で、電子署名法上の要件を満たすという国のQ&Aであり、「グリーゾーン解消制度」が出ているということがよく分かりましたし、また、立会人型であっても、電子メール認証ですと、メールアドレスだけが契約相手を特定する鍵になるというところの課題についても、紙で事前にメールアドレスを登録してもらうということなので、よく分かりました。ありがとうございました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ありますでしょうか。

特にその他ご意見ないということでしたら、今回の報告は了承するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。

個人情報保護法施行に伴う関連条例の制定、廃止、改正について

○川合会長 では、次の報告事項に移っていきたいと思います。報告事項2点目になります。資料の50ページになります。「個人情報保護法施行に伴う関連条例の制定、廃止、改正について」でございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 改めまして、区政情報課長の山根でございます。

隣におりますのは、情報公開担当係長の岩田でございます。よろしくをお願いいたします。

では、着座にてご説明させていただきます。

報告事項の2番になります。資料の50ページをお開きいただければと思います。

改正個人情報保護法の施行が、先ほど申し上げましたとおり、今週末に施行されます。令和5年4月1日に施行されますけれども、そちらについて、区の対応状況を一連の報告として取りまとめましたので、ご報告させていただきました

いと考えております。

まず最初に、関連条例の制定、廃止、改正についてご案内させていただければと思います。

まず、50ページに記載させていただいておりますが、新たに制定ということで、個人情報保護法施行条例を4月1日に施行ということで制定を第4回の区議会定例会でお認めいただきましたので、施行という運びになっております。

主な内容につきましては、こちらに記載のとおりでございます。主なところとしましては、条例設置の目的について、区としての個人情報の取扱いについて、しっかりと今までの条例と同様な形で行っていくということを目的のところに入れております。

2番目に、手数料につきましては、現行条例と同様に無料ということにいたしまして、写しの作成費用と送付等に要する費用については、現行条例と同様に、請求者の方の負担ということで、実費ということで負担していただくということにさせていただいております。

3番目ですけれども、14日の決定期限でございますが、法では30日という規定がございますが、今までどおり、現行条例と同様に14日ということの中で、区民サービスの低下がないようにということで設定させていただいているところでございます。

4番目ですけれども、適正な取扱いを確保するというので、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、足立区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問することができるということについても、法で許容されている範囲ということでございますので、条例のほうにも記載させていただくということで制定させていただきました。

これに伴いまして、個人情報保護条例につきましては、同日付、3月31日付で廃止という形になります。また、足立区は特定個人情報保

護条例も制定しておりましたが、同様にこちらのほうも廃止という形で制定させていただいております。

それから、次の足立区情報公開条例につきましても、今回、法が施行されることに合わせまして、文言等の修正を中心に行っております。

今まで、開示しないことを「非開示」という表現でしていたところですが、国の法のほうでは「不開示」ということで、開示しないという形の言葉で統一されております。情報公開条例のほうも、開示しないことがございますので、「不開示」という表現にさせていただいております。

それから、開示請求における個人情報等の開示の範囲については、改正法の記載と同様ということで変えさせていただいております。

この2点が大きな変更ということになっております。

それから、情報公開・個人情報保護審議会条例につきましては、情報公開制度等についての運営に関する事項について、区が報告しまして審議会が意見を述べるという規定を、今までなかったのですが、追加する形で、審議会の運営においては、後ほどご説明させていただきます保護評価委員会を区のほうで開催しますので、そちらの内容についてもご報告させていただいて、この内容についてご意見を頂くという項目を増やさせていただきました。

それから、この審議会とは別にあります情報公開・個人情報保護等審査会。不服申立てですとか、その審査を行う審議会がもう一つございます。そちらにつきましても、個人情報以外の情報も含まれるということがありますので、こちらについては、委員の責務とか罰則とかが盛り込まれていないところがございますので、そちらについては追加・修正という形で行わせていただいております。

後ろのページに別紙で条例文について記載

しておりますので、こちらのほうもご確認いただければと思います。

条例の制定、廃止、改正については以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ございましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

では、ご質問等ないということでしたら、本件については了承ということですのでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。

情報公開・個人情報保護関係の規則改正について

○川合会長 では、次の報告事項に移ってまいりたいと思います。報告事項の3点目でございます。資料の68ページになります。「情報公開・個人情報保護関係の規則改正について」でございます。

所管課からご説明を引き続きお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き区政情報課、山根がご報告させていただきます。

先ほどの条例改正に伴いまして、区の中の規則の改正を4月に向けて進めておりました。こちらについてのご報告でございます。

こちら先ほどの個人情報保護法施行条例施行規則という形で規則名称がございしますが、こちらを新たに制定させていただきます。個人情報ファイル簿についての様式ですとか、そちらの公開について規定したものでございます。今、個人情報ファイル簿につきましては、各所管で内容について精査して、今後、4月1日にはホームページにアップしまして、どのような個人情報を扱っているかということを公開してまいるような形で準備を進めております。

それから、改正法に合わせまして、開示請求の申請書の様式とかの変更がございますので、こちらも規定を新たにさせていただいております。表現が、今までは「自己情報開示等請求書」という表現だったのですけれども、これを「保有個人情報開示請求書」という名称に変えさせていただくとか、開示決定通知書につきましては「保有個人情報の利用目的」の欄を設けるようにということが国から示されておりますので、そちらを追加しておくという形がございます。その他の内容については、今までの請求書、決定書とあまり変わるような形のものではございません。

これに伴いまして、個人情報保護条例でございました施行規則、特定個人情報保護条例施行規則については廃止という形にさせていただきます。

それから、個人情報等管理規則というものを今まで足立区でも制定しておりました。こちらについては改正でございます。

こちらの内容の主なものとしましては、各課における個人情報の管理の事務を担当する者として、課長級が管理者として置いてあったのですけれども、プラスしまして「保護担当者」という形で、庶務担当係長を新設するという形で体制強化を図っていくという形を行っているところでございます。

それから、ガイドラインの内容との比較で、不足の部分については追加させていただいております。外的環境の把握。外国における資源を使うような形で行っていくものについて把握をしていくようにと。駄目ということではないのですが、安全管理措置だとか、そういうことが必要になってまいりますので、そちらをしっかりと把握するようにということが規定されましたので、そちらの中身を新たに付け加えさせていただいております。それから、漏洩事故発生時の国への報告というのもありますの

で、そちらについては、個人情報保護委員会が設置されておりますので、漏洩事故についてはそちらに報告していくという形がございますので、それを入れております。

それから、ガイドラインに示されている内容の具体的な追加ということで、安全管理措置についても、今までの区の規則に従っているものよりもより具体的で詳しい形のものを入れるような形にしております。

情報公開条例施行規則についても開示請求の様式がございますので、混乱するといけませんので、個人情報の施行条例の表現と同様な形で整理させていただいております。

それから、審議会の条例施行規則になりますが、情報公開・個人情報保護審議会の施行規則に、既にオンラインで参加いただいているところではございますけれども、改めましてオンラインで参加できるということについての規定も追加するような形にさせていただいております。

審査会につきましても同様でございます、文言の修正をさせていただいております。

こちらが今回の法改正に伴いまして規則改正で区として行うような形のものということで、これ以外にも、区の規則の中で保護条例とかが入っているものについては、各所管のほうで修正をしていくということで進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ございましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

ご質問等ないということでしたら、本件については了承ということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。

「個人情報に係る契約約款別紙」の改定について

○川合会長 では、次の報告事項に移っていきたいと思います。報告事項の4点目でございます。資料の93ページになります。「個人情報に係る契約約款別紙」の改定についてでございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課長、山根でございます。引き続きご説明させていただきます。

「個人情報に係る契約約款別紙」というものがございます。これは改正法が施行される前から、条例の段階からずっとつけているもので、契約書の約款がございすけれども、その別紙という扱いで、個人情報を取り扱う契約の場合には、こちらの約款別紙というものをつけて契約を行うという形で区のほうでは事務処理を行ってまいりました。今後もそれは継続してまいりますけれども、新たに法改正がありますので、その内容について見直しを進めまして、新たに4月からの契約についてはこれをつけて契約を取り交わすということでございます。

具体的には「主な追加変更項目」のところをご覧ください。安全管理措置について具体的に書いて、各契約の相手方にこの内容を守っていただくということで、区の個人情報が漏洩しないような形で行うものでございます。

組織的安全管理措置につきましては、管理責任者、作業責任者、作業従事者の書面報告の義務、個人情報の取扱規程の策定、定期的な見直しの義務、個人情報の取扱いの記録と書面報告の義務、緊急時対応計画の作成と書面報告の義務というところを追加・変更という形で、今まではこちらについて明確になっているところがなかった部分がありますので、改めて文字で示すということで行っております。

物理的安全管理措置につきましては、作業区

域の定めですとか、そこにおける機械、媒体の盗難防止の義務というのも改めて明示させていただいております。

技術的安全管理措置につきましては、個人データにアクセスできる作業従事者の限定ですとか、アクセスできる作業従事者であることを識別した結果に基づく認証の義務、外部からの不正アクセス、不正ソフトウェアから保護する仕組み等をあらかじめ明示しまして、こちらについてご報告していただくことを求めるということになっております。

最後に、外的環境の把握ということで、個人情報を国外で取り扱う場合につきましては、法で定められている形がありましたので、こちらについて取り扱う場合がありましたら、取り扱う国の特定と書面許可の義務ということをつけ加えさせていただいております。

それから、外国の個人情報保護制度を把握するとともに、そこがなかなか個人情報を保護することが難しい場合については、そこと契約をしないということも含めまして、そういうことについて確認していく。安全管理措置ができない場合には契約はしないということも含めて行っていくようなものだというところまでご理解いただければと思います。

その他の項目については、再委託等については前回のところで修正とかもしておりますので、しっかりと対応できるような形の約款別紙ということで行っているところでございます。

私からのご報告については以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 4番目の「外的環境の把握」についてちょっと気になったのですけれども、具体的に今まで足立区として外的環境の「国外で取り扱う場合」の事例というのはあったので

すか。

○山根区政情報課長　こちらは今までの中でいいますと、例えばサーバーをどこに設置してあるというようなことの確認ですとか、アメリカにあるサーバーを使うとかというサービスになっているとか、そういうことについては確認させていただく機会があったとは思いますが、ただ、サービス全体を外国から提供されるとか、そういうものは今までのところでは特にはなかったかと思えます。一部の部分について使うというものとか、オンラインで行うものについてですけれども、それが外国製のもの、Webexというオンラインの会議システムがございませぬけれども、それも外国製のものを使っていたりとかいうことはございませぬ。

○いいくら委員　そうしますと、取り扱う国の特定は分かるのですけれども、書面許可の義務というのは、具体的に書面で区長宛てにするとかというようなイメージになるのですか。もしくは、そのような必要性に迫られた場合というのは。

○岩田情報公開担当係長　情報公開担当、岩田です。

契約書の仕様書に事前に、極端な例で、アジアのどこかの国を除くとかした場合には、契約後にその国が除かれているものなのかを事業者提出させて、それを確認する、そういったものを想定しております。例えば、ISO27017シリーズを持っていて、アメリカであれば許可するとなっていれば、それが契約後、確かにそのものであるかどうかを確認する、そういったことを想定しております。

○いいくら委員　そうしますと、書面許可の義務というのは、こちらのほうからは誰かに許可を伺いをするとかということではなくて、そういう書面がしっかりとエビデンスとしてあることが必要なのだ、そういうことですか。

○岩田情報公開担当係長　委員おっしゃると

おり、そのようなことで想定しております。

○いいくら委員　もう1点ですけれども、2番目なのですが、今、課長からもお話があったのですが、外国の個人情報保護制度を把握ということで、これは調べるのは大変だと思うのですけれども、これをどのように確認するのかということと、安全管理措置の義務ということで、どのような措置の義務を足立区として今のところ想定しているのか、この辺のところを教えてください。

○山根区政情報課長　こちらにつきましては、そういう資源を使いたいということが所管のほうと事業者のほうがあった場合に審査をするというような形のものでありますので、全世界のものを把握できるということでは決してございませぬ。その中で、それを使う場合に、その国の制度、法制度ですとか、そういうものを把握するというところで、これは所管のほうと併せて行っていく。事業者もそういうものを提示してくるでしょうから、それも確認していくという形で、国ともそういう形のものが適切なかどうかということもご相談しながら決めていきたいと思えます。

それから、安全管理措置につきましては、日本で行っているものと同様のもの、足立区ですとか法が規定しているものと同様のものを要求するような形で組み立ててまいりますので、それができないものについては契約はできないですよというような形になるかと思えます。

○いいくら委員　最後ですけれども、先ほど、相手方が外国の方で、これは相互通行になってくると思えますので、相手の国の誰かが足立区の情報を取りたいといった場合のルールがあると思うのですが、足立区が取りにいったときには当然に相手の国の状況に応じてという話で今言われたと思うのですけれども、向こうからこちらの情報を取りたいといったときの足立区の対応というののはどのような形でやって

いくのですか。

○岩田情報公開担当係長 今のは、外国との個人情報外部提供のやり取りというお話でよろしかったでしょうか。委託契約とは別ということですかね。

○いいくら委員 はい。情報という観点で。

○岩田情報公開担当係長 改正個人情報保護法では、外国への個人情報の外部提供の方法が記載されていますので、その方法にのっとってやることにはなるのですけれども、現状、区においては、諸外国から情報が欲しいというような依頼を受けた経験がないものですから、それについては、あれば1件ずつ算定して、国にお話を伺いながら、間違いないようにやってまいります。

○いいくら委員 分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○ぬかが委員 ぬかがです。先ほどご説明のときにさらりとおっしゃられていた再委託のところについてもう少しお伺いしたいと。

ご承知のように、あちこちの自治体で起きている事件のときに、再委託先が起こす事件。だけれども、その自治体が大きく報道されるわけですね。再委託先だから自治体は関係ないというふうにはならないというところで、その辺についてもう少し教えていただきたいのですが。

○岩田情報公開担当係長 情報公開担当、岩田です。

再委託先については、決められた書面で申請いただいて、その申請の内容を確認した上で許可書を出すというようなルールになっております。それについては、再々委託、さらにその再々々委託も同様で行います。改正個人情報保護法のガイドラインにも、再委託先、再々委託先にも、直接はこちらは管理できないのですけ

れども、ちゃんとコントロールが利くようにやりなさいというようなことは記載されていますので、そのような形で実施してまいりたいと考えております。

○ぬかが委員 ありがとうございます。

そうすると、直接は管理できなくて、再委託先が出す申請の承諾というのは委託先がやるのではなくて、区がやるのですよね。区がやるけれども、直接は管理できないということですか。

○山根区政情報課長 再々委託の場合と再委託とちょっと違うのですけれども、再委託の場合には区のほうで管理を、1段階目なので提供できるので、できるということになります。具体的には、再委託をするときには、委託先が内容を、今、ぬかが委員がおっしゃっていたように確認していかなければいけないですよということにはなります。その再委託先の状況について、私たちのほうが、どのような安全管理措置ができていますのかということについても報告を受けておりますので、その内容を確認させてもらった上で許可を出すという、委託先と同等のものでできているということが前提となっております。

それと併せましてチェックリストを作りまして、定期的に再委託先のところがちゃんとできているのかどうかということについては委託先が確認していくというような形を取るか、そのような、管理の仕方はどうなっているのかということについても我々のほうから投げかけをして、お答えを委託先からもらうとか、そのような形の工夫はさせていただくのが再委託ですか再々委託のところになってきます。

ただ、深くなっていきますと、管理の把握というのが我々区のほうがどこまでしっかりとできるのかというのはありますので、ここについては、あまり多段階にならないような形とい

うのはしたいと思うのですが、例えば情報システムの世界ですとか、そういうところは結構標準的に再委託とか再々委託をしている場合がございますので、そこがしっかりとできていくのかというのは今後私たちが管理していくときにはしっかりと持って、内容については確認を定期的に行っていくということを手順としては組んでいくという形で考えております。

○ぬかが委員 ありがとうございます。

以前は個人情報保護、この中で原則再委託禁止ということになっていて、ただ、法改正や国の流れの中で、保護から利活用へとなくなっていったという流れがある中で、やむを得ない部分はあるとは思っているのですが、今言われたようなチェックとか管理とか、そういう部分というのは、結局今、足立区でいうと、委託契約というのは1,000以上あるわけじゃないですか。そうすると、全ての所管でそういうことは言えるわけですよね。ですから、区政情報課だけでできる問題ではないと思うので、各所管だと、そういう事務とは全く無縁の方も結構いらっしゃると思うので、そこはぜひ徹底して、事故が起きないようにしていただきたいと思いますというふうに要望させていただきます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他。

○上委員 (4)の「外的環境の把握」のところなのですが、①のところですが、個人情報を日本国外で取り扱う場合には、取り扱う国の特定と書面許可の義務と。書面許可というのは、足立区が許可するという……。ここは、例えばGoogleドライブみたいなものを使っていると、アメリカのサーバーに置かれることもある。特に無償なんかでやっていると。といったときに、それはGoogleが取り扱っているのか、単に保管しているだけなのか、そういった解釈もあるので、ここをあまりぎちぎちにやってしまうと事業者のほうがかかり負担

になるので、そこは一つ基準みたいなものを決めたほうがいいのかと思います。

その他、「日本国外で」という表現をなさっていますけれども、個人情報保護法ですと、EUとかイギリスについては国外ではなくて、日本と同じ扱いというようなことになっているので、その程度のものですよと言ってしまったら怒られるかもしれませんが、そういうルールなので、あまり事業者に負担にならないような、例えばガイドラインとは言わなくても、指針みたいなものを示さないと、ここは非常に厳しいかなというふうに思いました。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。国のほうでも表現が「外国」としか書いていないところもありまして、様々な外国があると思いますので、今、上委員がおっしゃったように、いくら委員も先ほどおっしゃっていたように、日本と同じ程度の法整備ですとか、その環境を整えていて、共通の形の考え方が行える国ということで特定していくということはあるのでしようけれども、それがどういう国と言われると、今の段階では「外国」としか書いていないのですけれども、今、上委員からお話がいったような形で、全て出てきたものについて、どのような国にあるものなのかとか、そういうものを積み上げていって、ガイドラインのところで、こういう国であれば大丈夫だということとかも我々としてはストックしていきたいというふうに思っておりますので。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、重要な指摘もあったかと思っておりますので、これらを踏まえまして、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。

足立区個人情報保護評価委員会について

○川合会長 では、次の報告事項に移ってまいりたいと思います。報告事項の5点目になります。資料の94ページになります。「足立区個人情報保護評価委員会について」でございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き区政情報課長、山根でございます。

このたび、4月1日から改正法の施行に伴いまして、足立区におきましては足立区個人情報保護評価委員会という委員会を設置いたしまして、足立区内で行われてまいります、個人情報を取り扱う委託業務ですとか外部提供、今まで審議会に諮問として諮っていたことの内容ですとか、その安全管理措置が適切なのかどうかということの評価する形の委員会の立ち上げをさせていただこうということで準備しております。こちらのところについてのご報告をさせていただきます。

組織体につきましては、委員長は政策経営部長が筆頭となりまして、ガバナンス担当部長が副委員長という形で、あとの委員としましては、ICT戦略推進担当課長、情報システム課長が入る形ということで、区政情報課が事務局という組織を立ち上げて、4月から動かしてまいります。専門アドバイザーといたしまして、審議会の委員でもあられます水町委員ですとか松井委員、それから前審議会委員でもございました柿崎准教授につきましても入っていただきまして、様々な知見の中で、特に情報セキュリティですとか、この内容についてしっかりと見ていくような形で、安全管理措置が担保できているのかということについて見ていくような形の組織を立ち上げてまいります。

役割につきましては、今ご説明をちらっとさせていただきます、業務委託に関する安全管

理措置の評価、それから、外部提供と目的外利用を行う場合について、法の規定に適合しているかどうかについても確認してまいります。それから、外部提供のときの提供先に求める安全管理措置についても定義づけとしては評価させていただきます。4番目ですけれども、個人情報処理のために、区と区の機関以外の電子計算組織を通信回路——外部結合と言っておりますけれども、そちらについてもこれから進んでくるものがあるかと思っておりますけれども、その方法について、安全管理措置について評価していくというような形のものでございます。それ以外にも、随時新しい考え方のものが出てきたときには、こちらの委員会で諮りまして、その内容について確認してまいります。

原則は月に1回程度の開催で回していくような形と思っております。

この報告を審議会にしっかりと行っていくところで、また皆様方からご意見を頂いて、この安全管理措置で大丈夫なのかどうかということについても、こちらのご意見を頂いた上で評価委員会のほうに反映していったり、事業のところに再度そういう形のものも、必要性があるものについては反映させていくということで考えております。

95ページ以降に、業務委託の場合ですとか、その内容についての流れとか、それから、区政情報課で判断するとき、事前に全件出しているのですが、今まで審議会に諮って、その内容について確認していたものについては、改めて評価するという形になるものではございませんので、そこから変化があったり、変更するような形の項目があるものについては確認を進めていくようなことと考えております。その上で契約事務に移行できるような形という、ここにPPACと申し上げておりますけれども、それを経ないと契約のほうには移行できないというような形のを組み立てておりま

す。

こちらの事例につきましては、またどんなものが出てきているのかということはこの審議会の中でも報告させていただきますので、皆様からご意見等を頂戴する形としては、今までの審議会の中でも、こういう評価委員会を設置したほうがよいのではないかというご議論を頂きましたけれども、改めましてまた進行について、審議会のほうでも運営の内容について確認していただければと思います。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 評価委員会ということで、すごく大切な委員会になってくると思うのですが、その中で、構成なのですから、「組織について」ということで、委員長を政策経営部長ということで、役所の方々がカウントすると5名で、専門アドバイザーが3名ということになっているのですが、大切な評価委員会という中において、また、役割というふうに出ているのですが、報告ということでまたフィードバックと出ているのですが、先ほども言いましたように、外国の話もあるだろうと思うし、様々な形が今後あるのだろうなというとき、もう少し専門アドバイザーを厚めに、多岐にわたるいろいろな専門の方に来ていただけることも必要なかななんて私は思ったのですが、今、具体的に比率で言うと、役所が5、専門アドバイザーが3ということになっているのですが、この比率をもう少し専門アドバイザーの方々にも出ていただくことはできないのでしょうか。

○山根区政情報課長 専門アドバイザーの方の人数等につきましては、何人が適切なのかというのがありまして、私どものほうでは3人の、それぞれの役割がある先生方でございますの

で、適切な形かなと思っております。進めていくうちに、こういう分野が必要だとかいうことをアドバイザーの先生方からも頂いたりとか、我々の委員の中でもそういうものが出てきましたら、今のいいくら委員のお話にあったようなことも加えていきたいと思うのですが、まずはこの人数で進めていけるといいかなと思っております。

ただ、このアドバイザーの方々の役割と委員のところの役割が若干違いますので、専門的な部分の内容については事前に頂いていくような形となりますけれども、基本的には、その意見を頂いたものを反映して、委員がその評価に加えていくという形になりますので、委員のアドバイスをするというような形の立てつけにはなっております。直接的にこちらの意見を頂戴してという形になってしまいますと、我々のラインの、区長からの決定のところで行くときにですけれども、委員の役割という形と同等になってしまい過ぎると、アドバイザーの先生方の役割が重くなり過ぎてしまいますので、ここはしっかりと足立区の職員のほうで判断していくという形で責任を取っていくような形と思っております。

○いいくら委員 要望なのですが、先ほどもお話しのとおり、様々な厚みをしていくという話のとおり、今後これはフィックスされるのではなくて、ぜひともよりいい個人情報保護評価委員会ということにしていただきたいと思いますので、そこら辺のところは状況に応じた形の対応をぜひしていただきたいと思います。要望しておきます。

○にたない委員 1点だけちょっと気になる部分があるのですが、96 ページのチャートの中の①、「類似案件あり」ということで、ソフトとかアプリとか事業内容とかという、そういったところの類似があるかないかで

必要性を判断するとなつてはいるのですけれども、いろいろアプリとかソフトとか媒体とか、国際情勢から各国の法体系からということで目まぐるしく環境が変わっている中で、単に類似案件があるかないかでの判断というのはちょっと難しいのかなというところもあるとは思うのですけれども、ここについて、そういった変更があったときに対応できるのかできないのか、どういった対応をするのかというところを教えていただければと思うのですけれども。

○山根区政情報課長 96 ページの①のところに書いてある「類似案件あり」の場合ですけれども、「過去に」というのがくせ者というか、どれくらい過去の審議会にかけたものなのかとかというのもありまして、そこから社会情勢が大分変わっているのは、今、にたない委員がおっしゃっていたとおりでと思います。それがありますので、取りあえず区政情報課のほうに出していただいた段階で、その内容を確認させていただいて、あまりに古かったり、それを持ち出してこられても、これは類似案件という話ではなくて、新規に近いですから、もう一回全部見ましようという形はしていくような形になるかと思えます。

それから、先ほどお話があったように、アプリですとか契約している内容が、類似案件といってもほぼ違うものだったりというものが最近のものでも見受けられますので、それは審議会にも今までかけていたとおりでと思いますので、今後も我々の評価委員会のほうで改めて評価を加えていくような形にしていくというふうに考えておりますので、こちらは類似案件ありだと全部かけなくていいのかという話になってしまうような書き方になっておりましたので、これも訂正させていただいて、類似案件の中でもう一回条件分岐して、そうなつていても古いものについてはかけるような形

とかに訂正させていただければと思っております。

○石毛委員 1点だけなのですが、役割についてなのですが、本当はかなり専門性が高いものになっていると思います。ですので、専門アドバイザーの方々、また職員の方々に関して、かなり大変だなというところもございましたし、また、一番大事なのは、先ほどから話がありました業務委託について、その相手方に関する安全管理の措置というのを評価していくというようなところがあります。評価して、評価した結果は当然審議会に報告いただけるのでしようけれども、評価した中で、例えば業務委託先に関するフォローアップみたいなものまで、そういった内容はこういったところでも話し合われたりするのでしょうか。

○山根区政情報課長 評価委員会の中で今考えているところにつきましては、出してきたものが、これで契約すると漏洩につながるのではないか——分かりやすく言うのですけれども——そういう場合には、もちろん評価としては一番悪いという形になるので、契約をそれで進めちゃ駄目よという形は伝えます。ただ、そこからどういうことを加えていけば改善できて、それであれば安全管理措置がちゃんと担保できていますねという話になれば、当然のことながら、修正できれば契約という形になります。そちらのほうは圧倒的に多いというふうになります。

最初から駄目なもので出してくるということは、我々の区政情報課のほうに相談があるときにもアドバイスはもちろん先にしておりますので、そういう形はないのですけれども、今も審議会にかけているものについては、そういうのは少ないものになっているのですが、今後については、かなり複雑になる委託、システムというか、いろいろなアプリケーション、LINEですとか、そういうことも使ったアプリだとか、

そういう難しいものについてはやはりセキュリティ上のものが必要になってくるので、このメンバーだけではなくて、情報セキュリティの分野に詳しい職員とかも、この中に入るわけではないのですが、我々のスタッフの側のほうでしっかりとサポートを各所管として、そこの確認を所管がしなければこれは進めてはまずいですよということを伝えて、職員のレベルもアップしていくような形というふうには考えております。

ただ、何分にも情報の関係が、今、区のほうでも様々な窓口の改善ですとか、そういうところでDXとかの取組もしていくというので今活動しておりますので。だからといって、特に個人情報につきましては、安全管理措置がしっかりとできていないという形のもののはつくるわけにはいきませんので、そこはこういう機会を捉えて各課のレベルをアップさせていくような形というふうに捉えていきたいと思っております。

○石毛委員 この個人情報保護評価委員会に私はすごく期待したいのです。先ほどおっしゃったとおり、今後本当に様々なことが、考えられないようなことも起こるでしょうし、また様々なことで新たな課題も出てくると思うのです。ですので、せっかくですから、しっかりとその辺の積み重ねで成長していくような、そういったものにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、ここまでのやり取りも踏まえまして、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。

では、本日予定しております報告事項は以上

ということとなります。

その他、委員の皆様から何かご意見やご発言等がもしございましたら頂戴したく思いますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(5) 閉 会

○川合会長 では、本日予定されていた案件はこれで全て終了ということとなります。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご尽力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局より連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございます。

事務局から連絡事項が2点ございます。

1点目は、次回の第6回の審議会につきまして、来年度、令和5年の6月頃を予定しております。まだ日程は決まっているところではございませんが、またご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですけれども、今日いらしていらっしゃる方については、地下の駐車場をご利用された委員におかれましては駐車券を用意しておりますので、お声かけをよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日もご協力いただきまして、ありがとうございました。